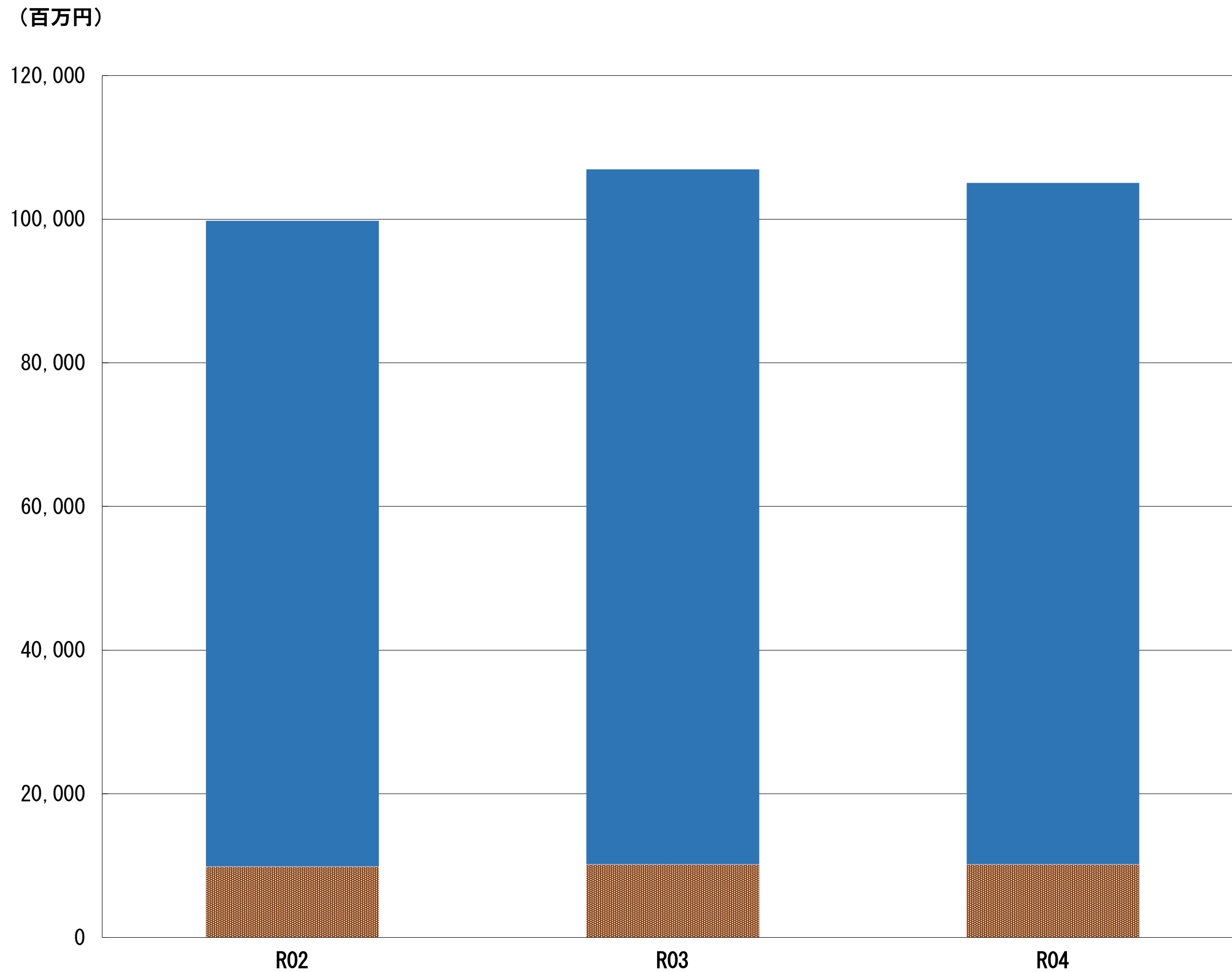


# (11) 基金残高（東日本大震災分を含む）に係る経年分析（市町村）



| 区分                     | 年度 | R02    | R03     | R04     |
|------------------------|----|--------|---------|---------|
| 財政調整基金                 |    | 9,851  | 10,167  | 10,164  |
| 減債基金                   |    | 24     | 24      | 24      |
| その他特定目的基金              |    | 89,920 | 96,774  | 94,840  |
| 大熊町中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金  |    | 42,941 | 42,989  | 41,497  |
| 大熊町東日本大震災復興基金          |    | 16,557 | 18,220  | 20,645  |
| 大熊町特定原子力施設地域振興事業維持補修基金 |    | 9,433  | 11,327  | 13,311  |
| 大熊町帰還・移住等環境整備交付金基金     |    | 7,661  | 14,120  | 10,488  |
| 大熊町中間貯蔵施設に伴う地域振興基金     |    | 2,701  | 3,542   | 4,247   |
| 基金残高合計                 |    | 99,794 | 106,965 | 105,028 |

|       |        |
|-------|--------|
| 令和4年度 | 福島県大熊町 |
|-------|--------|

**基金全体**

**(増減理由)**  
 令和4年の基金残高は105,028百万円となり、前年度比1,937百万円の減となった。  
 中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金については、スマートコミュニティ整備事業への充当等のため前年度と比較し1,492百万円減少している。  
 東日本大震災基金については、東京電力HD(株)からの損害賠償金の一部が約1,748百万円収入となったこと等によって、前年度と比較し2,425百万円増加している。  
 特定原子力施設地域振興事業維持補修基金や帰還・移住等環境整備交付金基金など、一度国庫支出金を基金積立し、復興整備事業等が完了する時点で基金を取崩して使用する基金があり、その事業量に比例し残高が増減している。

**(今後の方針)**  
 今後、復興拠点整備事業等に多くの財源が必要になると見込まれる。長期的な維持運営等の復興計画に基づいて適正な執行を検討している。

**財政調整基金**

**(増減理由)**  
 地方自治法第233条2項の規定にある決算剰余金の積立と基金取崩しにより微減となった。

**(今後の方針)**  
 経済事情の変動により財源が著しく不足した場合や、大規模な災害の発生による多額の支出等不測の事態に備えるほか、将来的に復興事業や公共施設の維持管理等に係る財源としても取崩しが予想されるため、一定程度の残額を確保するとともに健全な財政運営に努める。

**減債基金**

**(増減理由)**  
 基金運用による利子積立のみ増加している。

**(今後の方針)**  
 基金取崩の計画により適正な執行を検討している。

**その他特定目的基金**

**(基金の用途)**  
 中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金については、中間貯蔵施設等の整備及び管理運営並びに同施設等への除去土壌等の収集及び運搬に伴う影響を緩和するために必要な生活再建及び地域振興等に係る幅広い事業に要する経費の財源に充てるため積立している。  
 その他については、復興拠点整備や地域振興等のために基金積立をしている。

**(増減理由)**  
 震災前は各目的の事業の財源として基金を創設していたが、震災以降は住民が帰町できる環境整備事業の財源として、福島再生加速化交付金等の国庫支出金を基金に積立、事業完了とともに取り崩しているものもある。事業期間が長期に渡ることで交付金額が多額となり、それを基金に積み立てるため、震災以降はその他特定目的基金残高は増加傾向である。

**(今後の方針)**  
 特定目的基金の多くは国庫等を財源としているため、適正な管理に努め、避難指示解除後に帰還環境の拠点を整備し、住民が安心安全に暮らせるよう必要な公共事業の財源として取り崩す方針である。